

入札説明書

原子力広報紙の作成業務委託については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日 令和7年9月3日（水）

2 事業概要

- (1) 業務名 原子力広報紙の作成業務委託
- (2) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

3 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と同種・同規模の契約を行った実績があり、この委託業務を確実に履行できること。
- (6) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、かつ県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数が50%以上。又は誘致企業。国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記の提出書類を令和7年9月10日(水)までに下記の担当課へ持参又は郵送(同日午後5時必着)してください。郵送する場合は、簡易書留等の配達記録の残る方法に限ります。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 営業概要書(様式2)

ウ 同種・同規模業務の履行実績調書(様式3)

エ 誓約書(様式4)

(2) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 県民環境部 原子力安全対策課

電話 0952-25-7081

メールアドレス: genshiryokuanzentaisaku@pref.saga.lg.jp

5 入札参加資格の確認

4で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年9月16日(火)までに通知します。

6 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日 時 令和7年9月19日(金) 午前10時

(2) 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁 旧館1階 県民環境部内会議室

(3) その他 入札者の直接持参による入札とします。

7 入札方法等

(1) 代理人をもって入札する場合は、委任状を(様式6)により作成のうえ持参してください。この場合、入札書には入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは商号及び当該代理人の氏名を記載する必要があります。

(2) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正箇所を二重

線で上書きしたうえで、当該箇所に押印する必要があります。

ただし、金額欄を訂正することはできません。

- (3) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることができません。
- (4) 入札回数は、原則として3回を限度とします。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札保証金

入札者は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積った契約希望金額の100分の5以上の金額を納付してください。

なお、現金の納付に代え、国債若しくは地方債など、佐賀県財務規則第104条第1項に掲げる担保を供することができます。

また、県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する者、または国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者は、入札保証金の納付を免除することができます。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。
この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。再入札は2回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

10 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。なお、この場合の損害は入札者の負担となります。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができなくなったとき。

1 1 開札

開札は、6に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。

入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

1 2 契約保証金

落札者は、佐賀県財務規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。

なお、現金の納付に代え、国債若しくは地方債など、佐賀県財務規則第 116 条第 1 項により準用する同第 104 条第 1 項に掲げる担保を供することができます。

また、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する者、または国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者は、契約保証金の納付を免除することができます。

1 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- (5) 一人で 2 以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

1 4 契約書の要否

契約書の作成を要します。

1 5 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行います。
- (3) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによります。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書について、本業務に

係る契約手続以外の目的に供してはいけません。

- (5) この入札に参加を希望する者は、この入札説明書の交付から入札までの手続に際して得た情報を第三者に漏らしてはいけません。当該参加希望者による情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた損害は、当該参加希望者において賠償するものとし、佐賀県は一切その責を負いません。これは、入札手続の終了後も同様とします。
- (6) この入札に関する手続に要する費用の一切は参加希望者の負担とします。